

ゆうばり文化スポーツセンターのグランドピアノ利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な公益活動を支援し、市民との協働による文化振興のため、ゆうばり文化スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)ロビーに設置しているグランドピアノ(以下「ピアノ」という。)の利用及び貸借等について定める。

(設置場所)

第2条 ピアノは、通常スポーツセンターロビーに設置するが、必要に応じて、移動または貸借し利用することができる。

(ピアノの管理者)

第3条 ピアノの管理者はスポーツセンターの施設管理者とする。

(ピアノの利用の種類)

第4条 ピアノは、占有利用、貸借利用、ロビーピアノ利用の3種類のみ利用とする。

- 2 占有利用とは、スポーツセンター内で占有して、一定時間練習や発表等でピアノを利用することをいう。
- 3 貸借利用とは、ピアノを貸借しスポーツセンター以外の場所で利用することをいう。ただし、貸借利用は市内でのみできる。
- 4 ロビーピアノ利用とは、同条第2項及び第3項で定める利用がない日時で、使用者を限定せず、気軽に、自由に利用することをいう。

(スポーツセンター内での利用日時)

第5条 スポーツセンター内で利用する場合の利用できる日時は、スポーツセンターの開館日で、平日は午前9時から午後8時30分、土日祝日は午前9時から午後5時とする。

- 2 スポーツセンターにおいて、他の貸借利用がある場合、管理者の判断により、利用を制限することができる。

(占有利用・貸借利用の申請)

第6条 占有利用、または、貸借利用を希望する者は、ピアノの管理者に占有利用・貸借利用申請をしなければならない。

- 2 貸借利用申請できるのは、夕張市に居住している者のみとする。占有利用については、この限りではない。
- 3 占有利用・貸借利用申請に係る書類の様式は、任意とする。ただし、申請者の氏名、申

請者の住所、連絡先は必ず記載しなければならない。

- 4 管理者は占有利用・貸借利用の申請について承認または不承認とした場合、その旨を任意の様式または口頭により、申請者に通知することとする。
- 5 申請時に占有利用・貸借利用申請の期間が他の申請と重複した場合は、申請の先着順に申請を受け付けることとする。

(貸借利用の条件)

- 第7条 貸借利用期間は、最大で30日間とする。ただし、利用者の求めに応じ、管理者が必要と認めた場合は、貸借利用期間を延長することができる。
- 2 貸借利用期間が終了、または、取り消された場合、返却場所はスポーツセンターロビーとする。
- 3 貸借利用されたピアノを返却する場合、スポーツセンターロビーにおいて、ピアノの貸借を許可された利用者(以下「貸借利用者」という。)の負担により、専門技術者による調律をしてから返却しなければならない。ただし、管理者の判断により、調律が不要と判断された場合は、この限りではない。

(ロビーピアノ利用の条件)

- 第8条 1回あたり利用できる時間は1時間以内とする。
- 2 ロビーピアノ利用の希望者は、事前に管理者に、利用する旨を報告しなければならない。

(占有利用・貸借利用・ロビーピアノ利用の料金)

- 第9条 ピアノの占有利用・貸借利用・ロビーピアノ利用の料金は無料とする。ただし、スポーツセンターで使用する場合は、利用者は「ゆうばり文化スポーツセンター設置条例」(令和元年10月1日施行)に準じた個人利用料、または、使用料を負担しなければならない。

(利用者等の負担)

- 第10条 ピアノの使用に際し、必要な消耗品費、運搬費等は、利用者等の負担とする。

(ピアノの調律)

- 第11条 占有利用及びロビーピアノ利用前に管理者が調律することはない。ただし、利用者等の負担により、専門技術者による調律をピアノにすることができる。

(利用の取り消し)

- 第12条 教育長または管理者は、必要があるとき、または、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件を変更、または、利用を取り消すことができる。

- (1) ピアノの利用者等が、本要綱に違反したとき。
- (2) 災害等やむを得ない事由が生じたとき。

(賠償)

第 13 条 いかなる利用においても、利用者等の過失によりピアノが修繕を必要とした場合、現状回復するための費用は、利用者等が賠償しなければならない。

2 貸借利用者が第 7 条第 3 項に定める調律を怠り、管理者による調律が必要となった場合、その調律費用は、貸借利用者に請求し、貸借利用者は賠償しなければならない。

(事故責任)

第 14 条 ピアノの使用によって生じた事故又はけが等に関しては、利用者等の自己責任において、処理することとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、ピアノの利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

この要綱は、令和 4 年 5 月 10 日から施行する。